

北九州市立小池学園 再整備基本計画

北九州市

目次

第1章 現施設の現状と課題	1
1. 施設概要	1
2. 建物概要	3
3. 入所児童の推移	6
4. 入所児童の現状	7
5. 課題	8
第2章 全体計画	10
1. 基本方針	10
2. 部門	10
3. 児童発達支援センターについて	11
4. 敷地内施設の連携	11
第3章 部門別計画（入所棟）	12
1. 管理部門	12
2. 入所部門	13
第4章 部門別計画（地域支援棟）	17
1. 放課後等デイサービス部門	17
2. 外来相談部門	18
第5章 施設整備計画	20
1. 整備敷地及び周辺状況	20
2. 配置計画	22
3. 建物整備計画	24
4. 外構計画	25
5. 概算整備費用	31
6. 整備手法	31
7. 整備スケジュール	31

第1章 現施設の現状と課題

1. 施設概要

北九州市立小池学園（以下、「小池学園」という。）は、児童福祉法に基づく、主として知的障害児への日常生活の指導及び知識技能の付与を目的とした福祉型障害児入所施設である。

児童は、同じ敷地内にある小池特別支援学校のほか、地域の小学校や中学校の特別支援学級などに通学している。

[沿革]

昭和46年10月 開設

〃 開園 定員 50名

昭和47年 4月 定員改定 100名

昭和60年 4月 定員改定 60名

※開設当初から、現指定管理者である「社会福祉法人 北九州市福祉事業団」が運営している。

[事業内容]

・入所支援

利用者一人ひとりのニーズに応じた個別支援計画を作成し、長期目標・短期目標に沿って基本的な生活習慣や家庭生活技能・社会生活技能等の形成・維持、不適切な行動の軽減等の支援を行っている。

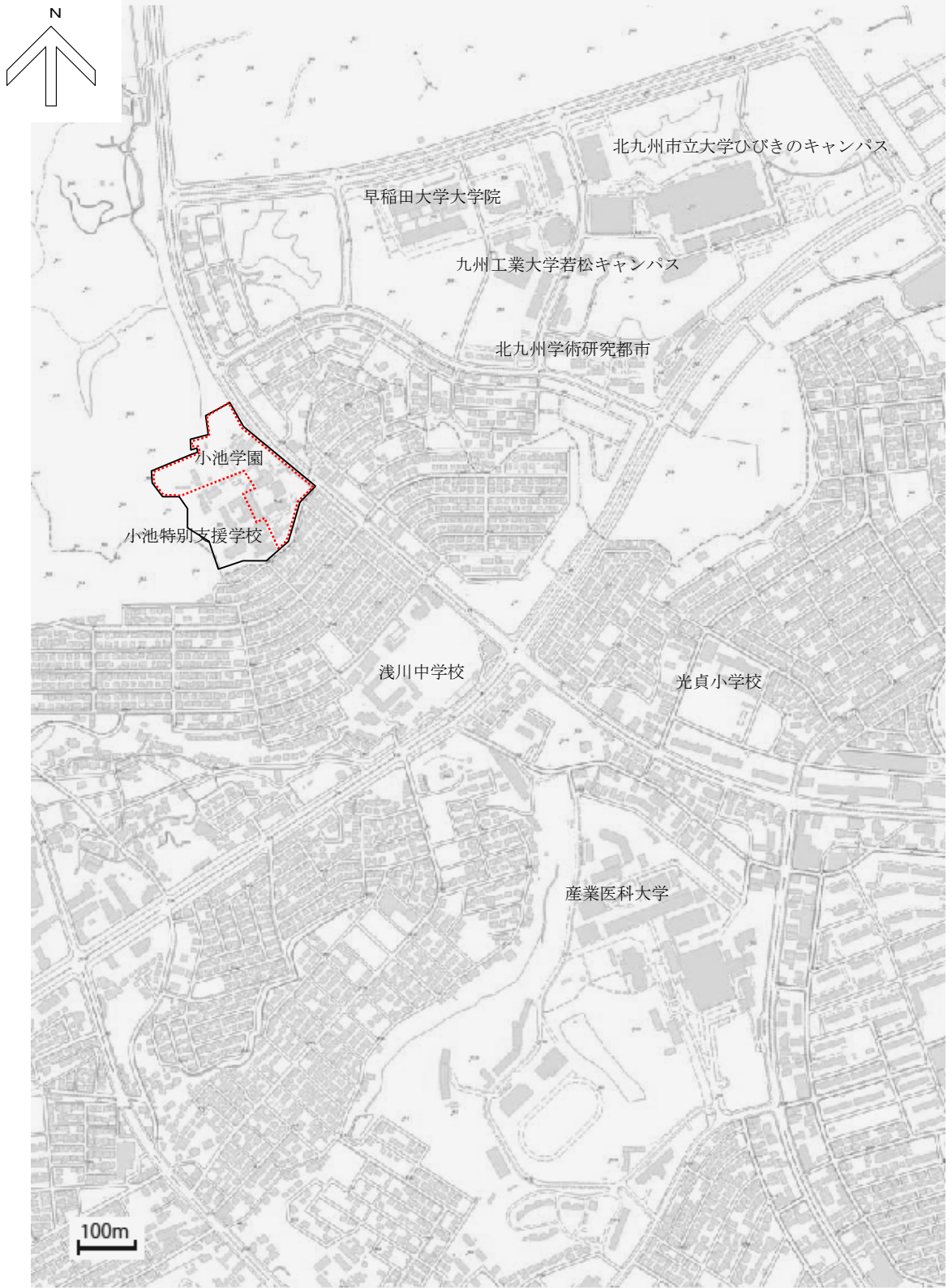
サービス種別	施設	定員
障害児入所支援 (福祉型障害児入所施設)	入所棟	60名

・地域支援

地域で生活する障害児やその家族に対して、家庭生活に関する支援や相談等を行っている。

サービス種別		施設
短期入所		入所棟（空床利用）
日中一時支援	日帰りショート	入所棟
	放課後対策	サービス棟
外来療育指導（外来相談）		サービス棟及び管理棟

[位置図]



2. 建物概要

所在地：北九州市若松区大字小敷583番地1

敷地面積：43,877㎡

(うち小池学園分 27,267㎡)

用途地域：無指定(市街化調整区域)

主要用途：福祉型障害児入所施設

延床面積：2,398.71㎡

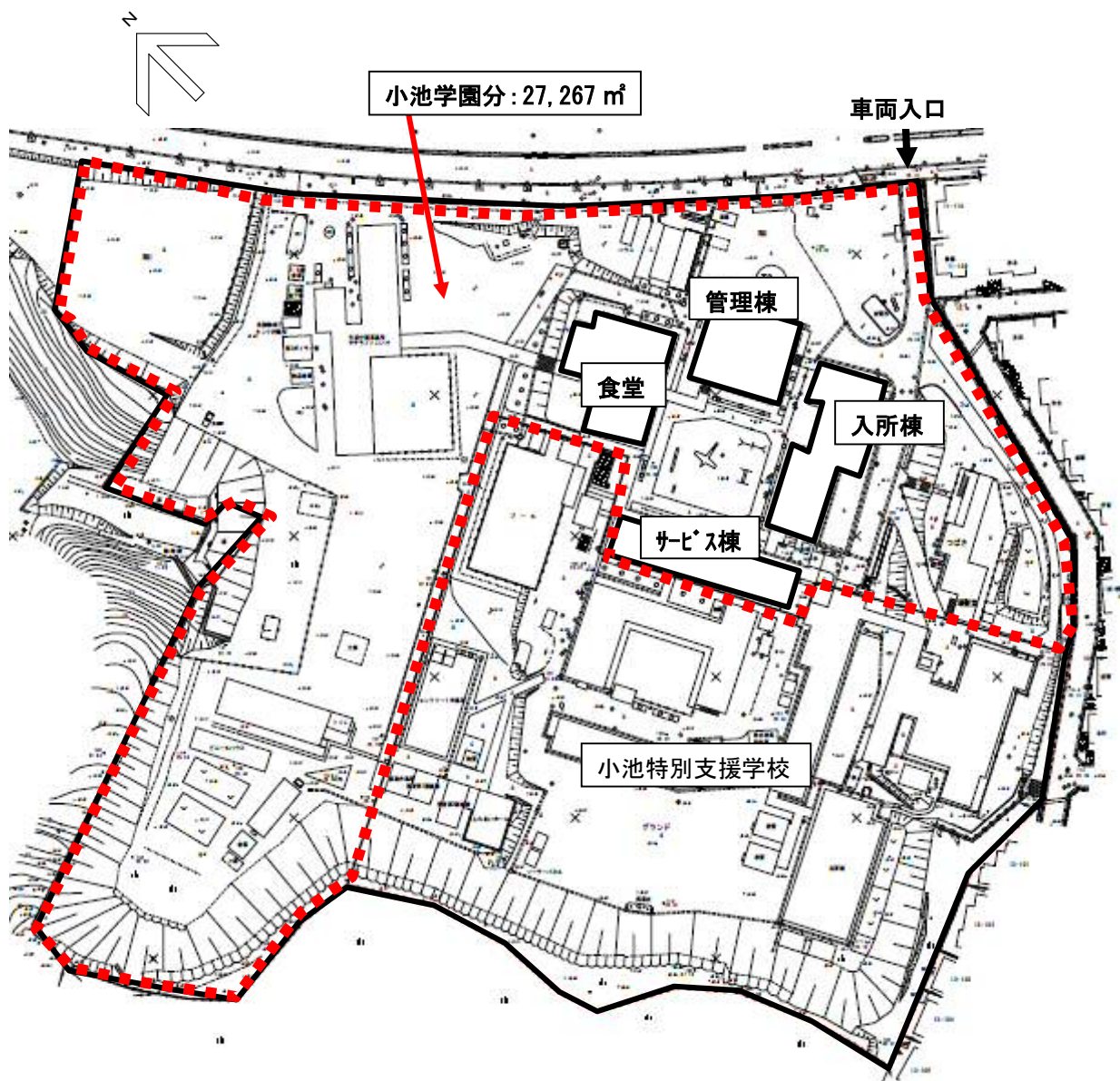
管理棟：320.92㎡ 昭和46年竣工

入所棟：960.38㎡ 昭和46年竣工

食堂：675.10㎡ 昭和50年竣工

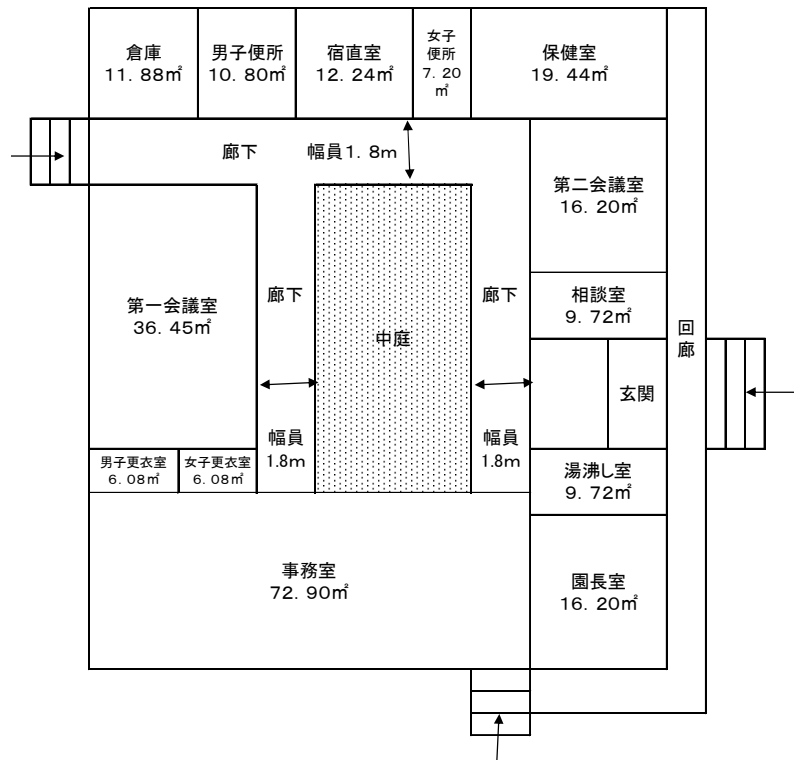
サービス棟：442.31㎡ 昭和46年竣工

[配置図]

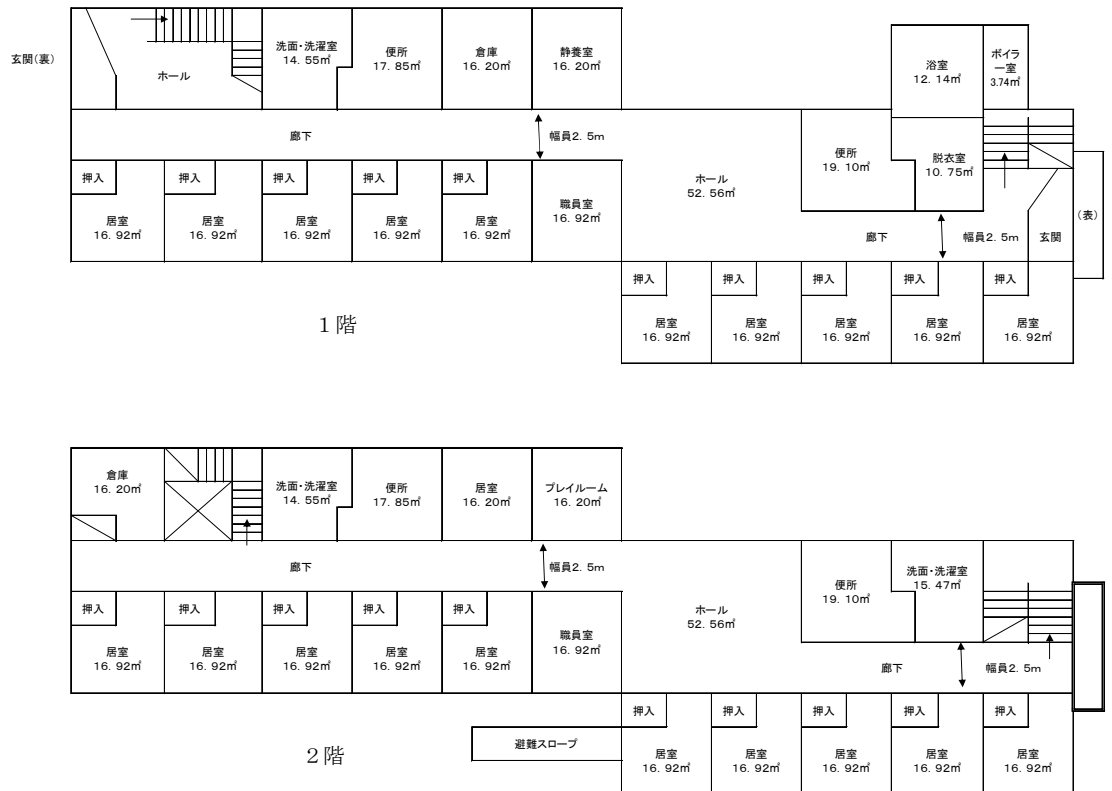


[平面図]

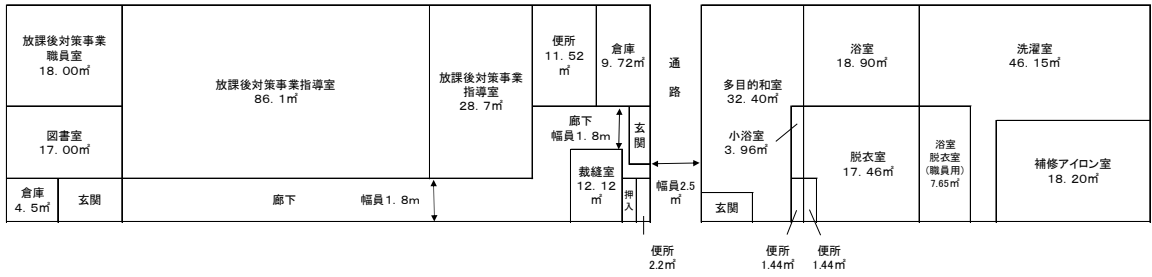
管理棟



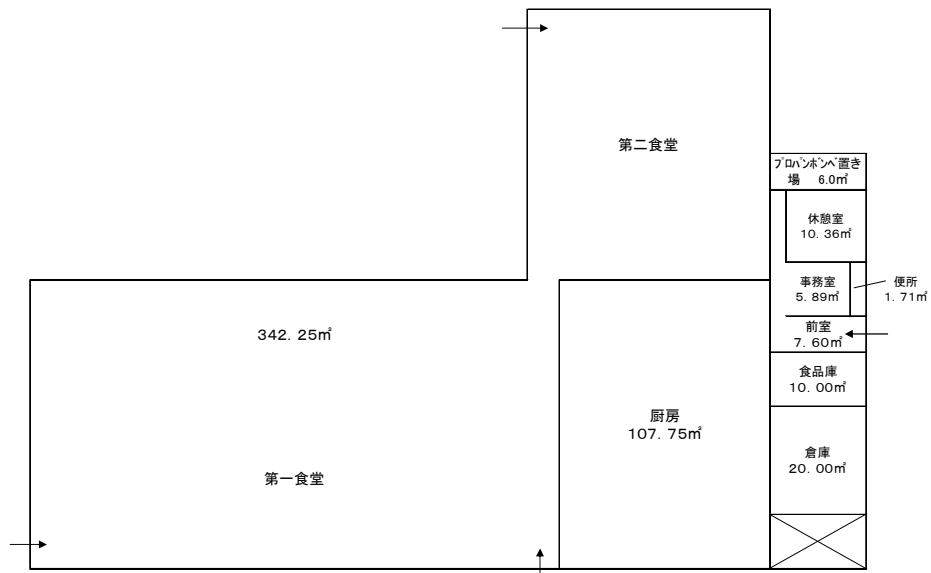
入所棟



サービス棟



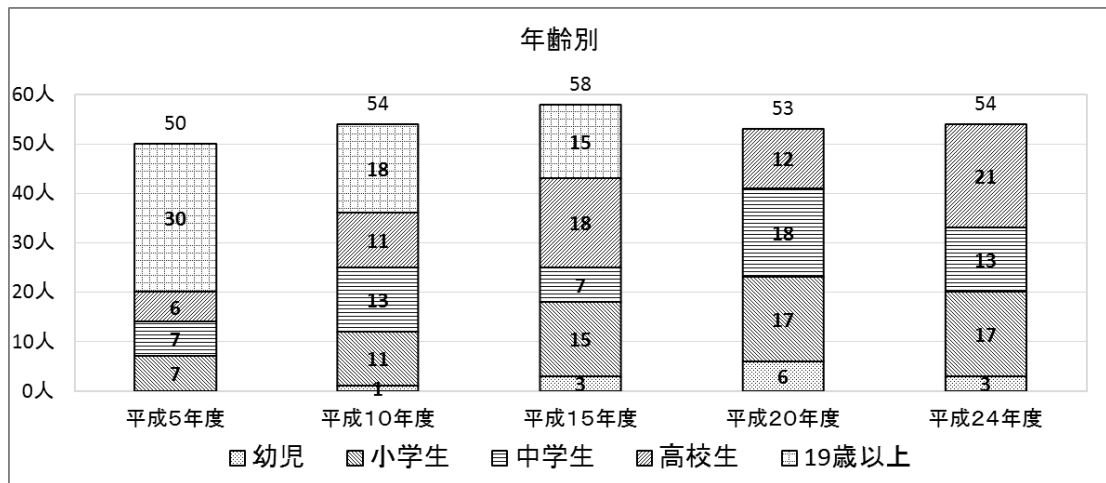
食堂



3. 入所児童の推移

(1) 年齢別

平成10年度以降、幼児を受け入れており、幅広い年齢層の児童が入所している。



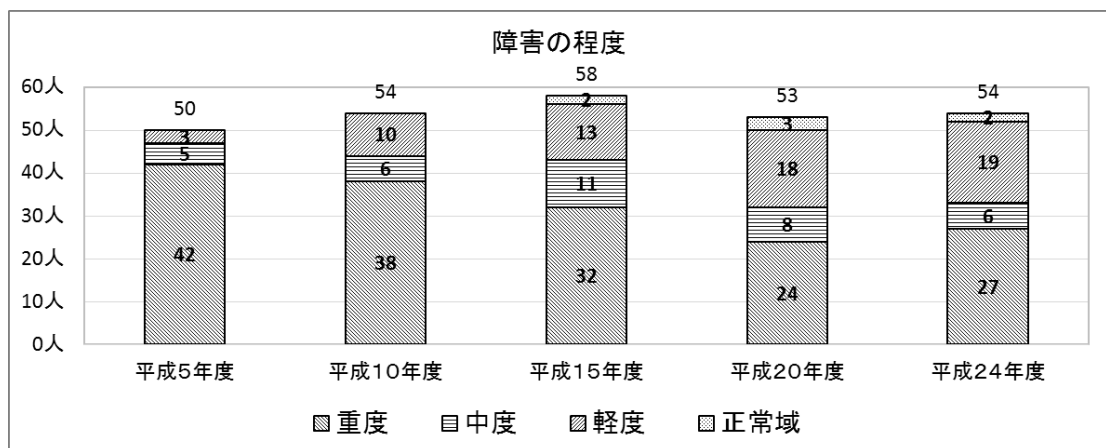
※19歳以上について

障害児入所施設の児童について、児童福祉法改正（平成24年度）以前は、重度の障害の方で、引き続き入所しなければ福祉を損なうと認められる場合は、19歳以上であっても在所延長が認められていた。小池学園の19歳以上の入所者は、平成16年度に開所した市立門司障害者地域活動センターにおいて受け入れが可能となった。

※各年度3月1日現在の人数

(2) 障害の程度

平成5年度では約8割が重度であったが、近年は発達障害を併せ持つ児童や虐待を受けた児童などの増加により、軽度、正常域の入所が増加傾向にある。



※重度 療育手帳A1・A2の児童（知能指数：おおむね35以下）

中度 療育手帳B1の児童（知能指数：おおむね36～50）

軽度 療育手帳B2の児童（知能指数：おおむね51～75）

正常域 療育手帳なし（知能指数：おおむね76以上）

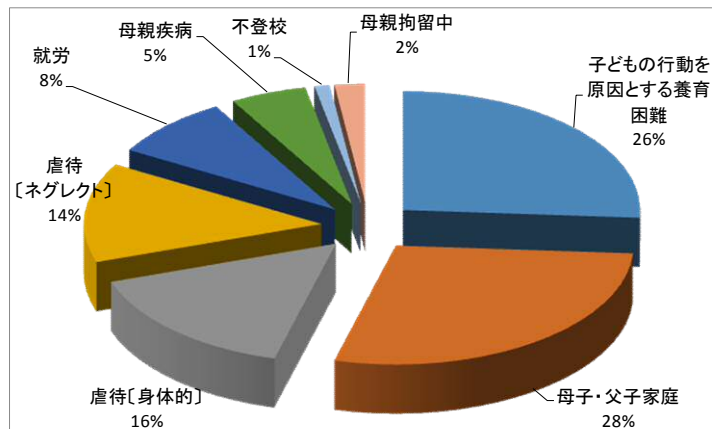
※各年度3月1日現在の人数

4. 入所児童の現状

入所の理由

子どもの行動を原因とする養育困難	25人
母子・父子家庭	27人
虐待〔身体的〕	15人
虐待〔ネグレクト〕	13人
就労	8人
母親疾病	5人
不登校	1人
母親拘留中	2人
合計	96人

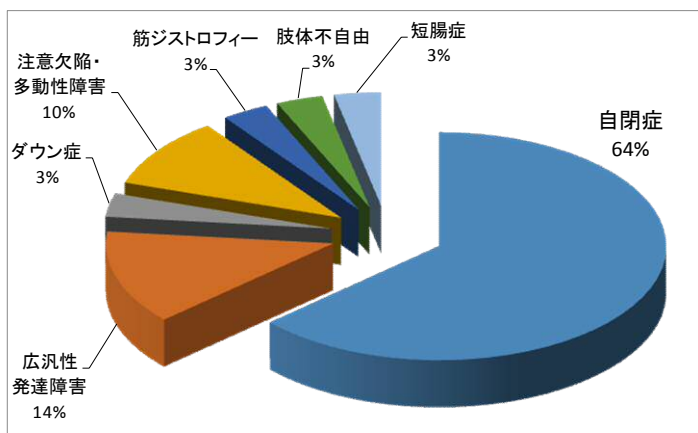
※重複あり



知的障害との重複障害

自閉症	19人
広汎性発達障害	4人
ダウン症	1人
注意欠陥・多動性障害	3人
筋ジストロフィー	1人
肢体不自由	1人
短腸症	1人
合計	30人

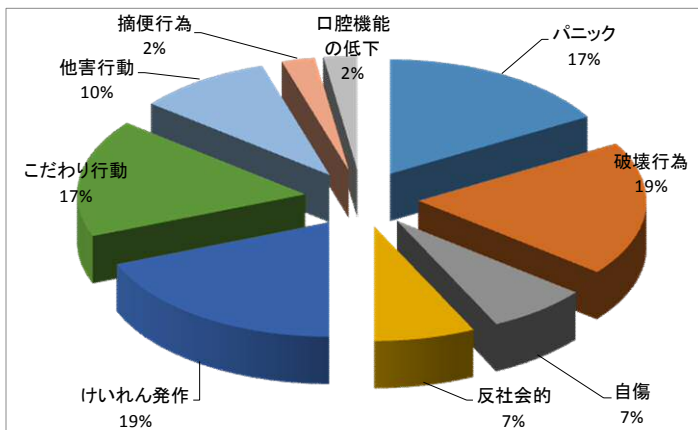
※知的障害のみの場合あり



行動の特性

パニック	7人
破壊行為	8人
自傷	3人
反社会的	3人
けいれん発作	8人
こだわり行動	7人
他害行動	4人
摘便行為	1人
口腔機能の低下	1人
合計	42人

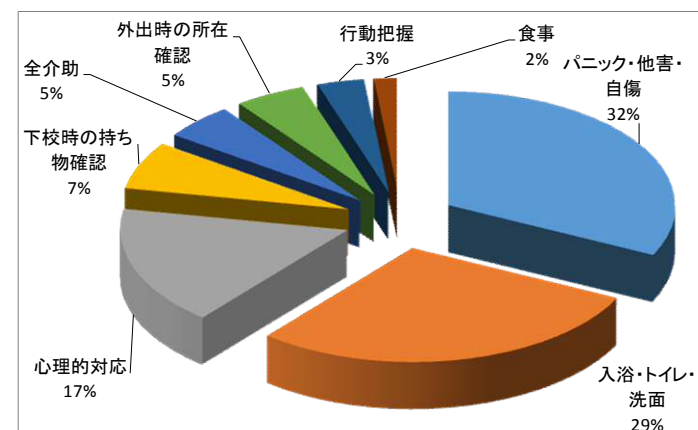
※重複あり



個別対応を要する児童数

パニック・他害・自傷	19人
入浴・トイレ・洗面	17人
心理的対応	10人
下校時の持ち物確認	4人
全介助	3人
外出時の所在確認	3人
行動把握	2人
食事	1人
合計	59人

※重複あり



5. 課題

(1) 施設面

1) 施設全般

現施設は、昭和46年及び昭和50年に建築された旧耐震基準の建物であり、建築後約40年が経過し、建物の老朽化が著しい。特に給排水設備の不具合や雨漏り、外壁の剥離等が常態化しており、毎年、可能な範囲で修繕工事を行っている。

2) 居室

3人部屋を基本としているため、プライバシーの確保や、児童の個性、障害特性、ニーズに配慮したサービスの提供に限界がある。

3) 食堂

入所棟から食堂までの移動経路である渡り廊下については、屋根は設置されているが壁等がないため、暴風時や冬季の移動に支障をきたしている。

4) 浴室

入所棟の浴室は開設当初から1箇所しかいないため、移動が大変な年少児（おおむね8歳以下）の専用としている。このため、それ以外の児童は別棟であるサービス棟の浴室に渡り廊下を利用して移動しており、湯冷めするなど健康上の問題が生じている。

(2) 運営面

1) 障害特性等の多様化

発達障害を併せ持つ児童や虐待を受けた児童など多様な特性を持つ児童の増加に伴い、居室内（3人部屋）での児童間のトラブルも増加傾向にある。また、自分の思い通りにならず興奮してパニックを起こす児童等と一緒に生活することにより、重度障害の児童等が精神的に不安定になるなどの事案が発生している。

2) 幅広い年齢層

幅広い年齢層の児童が同居しているため、幼児が体格のいい中高生等と衝突して怪我をしたり、小中高生が幼児の泣き声や甲高い声に反応して不安定になるなどの事案が発生している。

3) 家庭経験の不足等

家庭生活の経験が乏しい児童や他人とのコミュニケーションに問題のある児童が増加している。

4) 短期入所などでの対応

児童発達支援センター（ひまわり学園など）の児童が、小池学園の短期入所や日帰り

ショートを利用する場合、児童の障害特性等の情報は、児童発達支援センターのスタッフではなく保護者から得ることがほとんどであるため、主観的であったり、偏りがあることも多く、適切な対応が難しい場合もある。

第2章 全体計画

1. 基本方針

○家庭に近い生活環境と児童の特性に配慮したサービスの提供

より家庭に近い生活環境を実現するため、ユニットケア方式を導入するとともに、児童の個性や障害特性、ニーズに配慮したサービスを提供する。

○教育機関や福祉機関との連携による効果的な支援体制の構築

隣接する小池特別支援学校や相談機関である発達障害者支援センター「つばさ」西部分所との連携を促進していくとともに、児童発達支援センターの整備も想定することにより、児童や保護者に対し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が可能になる。

○家族を含めた地域支援機能の強化

入所棟に短期入所専用床を設置するとともに、地域支援棟を新設し、その中に放課後等デイサービス専用スペースや相談室を設置するなど、家族を含めた地域支援機能を強化する。

○地域に開かれた施設づくり

地域交流スペースを新設し、児童と地域住民とのふれあいの場を設ける。また、非常災害時には、地域の障害者が避難できる福祉避難所としての役割を担う。

2. 部門

(1) 入所棟

1) 管理部門

- ・事務等
- ・給食

2) 入所部門【定員65名、うち5名は短期入所】

- ・ユニットA 1棟（男子）
- ・ユニットA 2棟（女子）
- ・ユニットB 1棟（重度男子）
- ・ユニットB 2棟（重度女子・重度年少児）
- ・一般棟

(2) 地域支援棟

1) 放課後等デイサービス部門【定員15名】

- ・余暇支援
- ・療育支援

2) 外来相談部門

3. 児童発達支援センターについて

児童発達支援センターの機能を敷地内に整備することにより、併設している小池特別支援学校や発達障害者支援センター「つばさ」西部分所との連携も図りながら、児童や保護者に対し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が可能になる。

児童発達支援センターの今後のニーズ等を勘案しながら、市立の児童発達支援センターの移転も視野に、今後、検討を行う。

4. 敷地内施設の連携

小池学園の再整備に伴い、小池特別支援学校との連携を維持・拡充するとともに、敷地内への整備を想定している児童発達支援センターとも新たに連携を図ることで、幼児期から学齢期まで一貫した支援が可能となる。また、今後、市全体の発達障害への取り組みを強化していく中で、発達障害者支援センター「つばさ」西部分所との連携も拡充していく。

<連携策>

(1) 小池特別支援学校との連携

<現在>

- ・児童の日常的な支援等に関し、小池学園と小池特別支援学校の職員間での情報交換やアドバイスの実施
- ・小池学園の放課後対策事業に参加する児童の情報交換
- ・小池特別支援学校職員による小池学園入所児童に対する放課後や休日での余暇指導
- ・体育館、プレイルーム、プール、駐車場など両施設の相互利用

<再整備後に新たに想定される連携>

- ・地域交流スペースの相互利用
- ・災害発生時における避難スペース及び備蓄品の相互利用

(2) 児童発達支援センターを整備した場合に想定される連携

- ・児童発達支援センターの児童が、隣接する小池学園の短期入所・日帰りショートを利用しやすくなる等、家族支援の充実
- ・児童発達支援センターの利用が終了し、小池学園(放課後等デイサービスや外来相談等)の利用に移行する際、情報共有等による一貫した支援の実施
- ・地域交流スペースや敷地内広場、畑などの相互利用
- ・災害発生時における避難スペース及び備蓄品の相互利用

(3) 発達障害者支援センター「つばさ」西部分所との連携

- ・児童や保護者に対する発達障害についての相談支援等

第3章 部門別計画（入所棟）

1. 管理部門

（1）事務等

1）運営方針

児童や利用者にとって、安全・安心な施設管理を図るとともに、職員が働きやすい職場づくりを行う。

また、災害等の発生に対して、迅速に対処できる機能を確保する。

2）主要な諸室及び配置等

① 事務室

- ・来訪者等に迅速に対応するため、玄関横に配置する。
- ・夜間警備員の待機スペースを確保する。

② 会議室・応接室

- ・来訪者の利用を想定し事務室に近接した配置とする。

③ 医務室兼静養室

- ・嘱託医による児童の健診等に必要なスペースを確保する。

④ カウンセリング室

- ・利用者と職員が面談できるスペースを確保する。

⑤ 洗濯室

- ・児童の衣類洗濯のため、業務用洗濯機及び乾燥機を設置する。
- ・衣類の補修や洗濯物をたたむスペースを確保する。

⑥ その他

- ・大規模地震時などの停電に対応するため、非常用電源装置を設置する。

（2）給食

1）運営方針

万全な衛生管理の下、児童の心身の健全な発達に資する安全な食事を提供する。

- ・児童について、個別に栄養管理を行うとともに、体質や体調等に配慮した食事を提供する。
- ・食材の適温管理及び賞味期限管理、食器・包丁等調理器具の消毒管理等を行う。

2）主要な諸室及び配置等

① 食堂

- ・児童全員が集まって食事会等ができるスペースを確保する。
- ・洗面設備及び汚物処理設備を設置する。

② 厨房

- ・食材等の搬入や各ユニットへの配膳の動線を考慮した配置とする。

- ・栄養士室、調理担当スタッフ専用の休憩室兼更衣室を配置する。
- ・衛生面に配慮し、スタッフ専用のトイレを設置する。

2. 入所部門（定員65名、うち5名は短期入所）

（1）ユニットA 1棟（男子専用：定員8名）

ユニットA 2棟（女子専用：定員8名）

1) 運営方針

- ① 家庭生活の経験に乏しい児童や、近い将来、家庭やグループホーム、一人暮らし等地域での生活が想定される中・軽度の知的障害の児童等を主な対象とする。
- ② 児童一人ひとりの個性や障害特性に配慮し、個人の生活を重視した支援を行う。
 - ・児童本人や保護者のニーズに応じて個別支援計画を作成する。
 - ・将来の地域での生活を想定し、自立に向けた支援を行う。
 - ・各ユニットに担当職員を配置し、児童一人ひとりが職員と深く関われるよう配慮する。
 - ・生活上の様々な課題等に対して、児童相互の話し合いにより解決できるよう支援を行う。

2) 主要な諸室及び配置等

A 1棟、A 2棟いずれも2階建てとし、2階の見通し確保のため、吹き抜けなどを設ける。また、地域での生活を想定した諸室の配置等を行う。

- ① 居室
 - ・全て個室とする。
- ② 浴室
 - ・地域での生活を想定し、家庭用の浴室を配置する。
- ③ 洗濯脱衣室
 - ・児童が各自で洗濯ができるよう、洗濯機等を設置する。
- ④ キッチン
 - ・調理、料理の温め、配膳、片付け等ができる機能を設置する。
- ⑤ リビング・ダイニング
 - ・食事及び団らんの場として配置する。
- ⑥ 玄関
 - ・専用の玄関を配置する。
- ⑦ 支援室
 - ・職員の常駐スペースとして、ユニット内の見通しがきく位置に配置する。

（2）ユニットB 1棟（重度男子専用：定員8名）

ユニットB 2棟（重度女子・重度年少児専用：定員8名）

1) 運営方針

- ① 行動障害等の特性を有する重度知的障害の児童で、小規模でのケアが必要な児童を主な対象とする。
- ② 児童一人ひとりの個性や障害特性に配慮し、少人数の生活環境を提供する。
 - ・児童本人や保護者のニーズに応じて個別支援計画を作成する。
 - ・将来の家庭やグループホーム等地域での生活を想定し、自律（自分をコントロールする）に向けた支援を行う。
 - ・各ユニットに担当職員を配置し、児童一人ひとりが職員と深く関われるよう配慮する。

2) 主要な諸室及び配置等

B 1 棟は1階建て、B 2 棟は2階建ての1階部分（2階部分は一般棟）とする。また、地域での生活を想定した諸室の配置等を行う。

- ① 居室
 - ・全て個室とする。
- ② 浴室
 - ・地域での生活を想定し、家庭用の浴室を配置する。
 - ・B 2 棟については、一般棟と兼用とする。
- ③ 洗濯脱衣室
 - ・児童が各自で洗濯ができるよう、洗濯機等を設置する。
 - ・B 2 棟については、一般棟と兼用とする。
- ④ キッチン
 - ・料理の温め、配膳、片付け等ができる機能を設置する。
- ⑤ リビング・ダイニング
 - ・食事及び団らんの場として配置する。
- ⑥ 遊戯室
 - ・少人数が安全に遊ぶことができる空間として配置し、遊具を設置する。
- ⑦ 指導室
 - ・個別的な支援を行うほか、児童が興奮時に落ち着ける場所として配置する。
- ⑧ 玄関
 - ・専用の玄関を配置する。
- ⑨ 支援室
 - ・職員の常駐スペースとして、ユニット内の見通しがきく位置に配置する。

(3) 一般棟（定員33名、うち5名は短期入所）

1) 運営方針

- ① ユニットA 1 棟、A 2 棟、B 1 棟、B 2 棟への適性を見るため、原則、最初は一般棟に入所し、各ユニットの対象とならなかった児童を対象とする。
 - ・10名程度を一つの生活単位で構成し、静かで安心できる生活環境を提供する。

- ・障害の程度や年齢にかかわらず児童間の交流を大切にし、他者に対する意識を醸成する。
- ② 児童一人ひとりの個性や障害特性、ニーズに配慮した支援を行う。
 - ・児童本人や保護者のニーズに応じて個別支援計画を作成する。
 - ・職員を各階に配置し、個別支援計画に基づいて、将来の自立に向けた支援を行う。
 - ・居室は個室と2人室を基本とし、児童の人権とプライバシーに配慮する。
- ③ 児童の自立に向けた職業訓練や自活訓練を行う。
 - ・屋内での軽作業を通じた作業訓練や職業前訓練、社会生活訓練等を行う。
 - ・地域での生活に向けて家庭や社会等で必要となる技能訓練等を行う。
- ④ 地域で生活する障害児やその家族への支援を行う。
 - ・短期入所の専用床を5床設置するとともに、日帰りショートを実施する。

2) 主要な諸室及び配置等

1階（定員12名、うち2名は短期入所）、2階（定員21名、うち3名は短期入所）は性別や年齢によって児童を分ける。また、諸室の配置にあたっては、夜間を含めた児童の安全確保及び職員動線を考慮して行う。

- ① 居室
 - ・児童の特性やニーズに柔軟に対応するため、個室又は2人室を選択できるように配置する。
- ② 浴室
 - ・各階に1箇所設置し、共同で使用する。
 - ・脱衣室を隣に配置する。
- ③ 洗濯室
 - ・児童の洗濯指導のほか、指導職員の業務用として配置する。
- ④ キッチン
 - ・児童と一緒に料理や片付けができるよう各階に配置する。
- ⑤ リビング
 - ・団らんの場として各階に配置する。
- ⑥ 玄関
 - ・専用の玄関を配置する。
- ⑦ 支援室
 - ・職員の常駐スペースとして、見通しがきく位置に配置する。
- ⑧ 学習・プレイルーム
 - ・幼児保育や就学児童学習ができるよう配置する。
- ⑨ スタッフ室
 - ・職員が事務作業や打ち合わせを行うとともに、休憩室としても使用する。
- ⑩ スノーブレン室
 - ・重度児童を中心に、光や音、匂いなどの感覚を通じた遊びやリラクゼーション活動

ができるよう配置する。

⑪ 職業訓練室

- ・高等部卒業後の就労に向けた職業前訓練や軽作業等を行う場所として配置する。
- ・年長の重度障害の児童が作業や活動等を一人で行うことができるよう配置する。

⑫ 相談室

- ・入所に向けた相談や面談を行うとともに、児童の個別指導ができるよう配置する。

⑬ 自活訓練室

- ・実際に地域で生活することを想定し、リビング、キッチン、脱衣所、浴室、トイレ、居室（2室）を配置する。

⑭ その他

- ・児童が興奮時に落ち着ける場所（カームダウンルーム）を設け、児童の安全及び静穏な環境を確保する。
- ・児童の状態や社会情勢の変化に応じて、将来的に小規模グループケアにも対応できるよう諸室の配置等を行う。